

有効期間満了日 令和5年3月31日

熊少第287号

令和元年6月17日

児童虐待への対応における取組の推進について（通達）

児童虐待への対応については、「児童虐待への適切な対応について（通達）」（平成31年3月29日付け熊少第156号）、「児童虐待事案管理システムの運用について（通達）」（平成31年3月29日付け熊少第157号。以下「児虐管理システム運用通達」という。）、「児童虐待事案対応にかかる児童相談所との情報共有協定等具体的実施要領について（通知）」（平成31年2月1日付け熊少第36号。以下「情報共有実施要領」という。）等に基づき、児童虐待の早期発見と被害児童の早期保護のため、適切な対応に努めているところであるが、今月5日、北海道札幌市で2歳の女兒が虐待を受け、衰弱死する事件が発生したところである。

警察において110番通報等により児童虐待が疑われる情報を認知した場合は、警察職員が現場臨場し、児童の安全を直接確認するとともに、児童相談所等関係機関に対し当該児童に係る過去の取扱状況等について確実に事前照会を実施し、それにより得られた情報について十分に勘案した上で通告の要否について組織的に総合的な判断を行うこととしているところであるが、各警察署においては、下記の点に配意し、児童相談所等関係機関と連携の上、児童の安全確保を最優先とした対応を徹底されたい。

記

1 児童の安全確認の徹底と確実な通告の実施

(1) 外傷が認められる事案に係る確実な通告の実施

警察が110番通報等により児童虐待が疑われる情報を認知して現場臨場し、児童等の状況を直接確認した結果、児童の身体に何らかの外傷が認められる事案（以下「外傷が認められる事案」という。）については、速やかに児童相談所等に照会を実施し、過去に取扱いがあると判明したものについては、外傷の程度や受傷の時期・理由に関する保護者等からの聴取内容にかかわらず、児童相談所に通告を行うとともに、児童相談所職員による速やかな児童の安全の直接確認を求めること。児童相談所等が速やかに照会に応じられず、過去の取扱状況が不明な場合についても、同様に通告を行い、児童相談所職員による速やかな児童の安全の直接確認を求めること。

なお、外傷が認められる事案について、児童相談所等に照会を実施した結果、過去の取扱いがない場合であっても、外傷の状況や保護者等からの聴取内容のほか、関係者への聴取、関係機関における関連情報等を踏まえ、また警察本部少年課（執務時間外は警察本部生活安全企画課人身安全関連事案対策室（以下、「本部人案室」という。））からも必要な指導・助言を受けながら、多角的かつ客観的な検討を行い、組織的かつ慎重に判断した結果、外傷が虐待によるものでないことが客観的に明らかでない場合においては通告を行うこと。

(2) 児童相談所職員と連携した安全確認等の推進

(1)により外傷が認められる事案について通告を行う場合には、警察が確認した外傷の状況等について確実に伝達し、児童相談所における安全確認に資するよう配慮するとともに、通告後も、児童相談所の要請に応じて児童相談所職員による安全確認に警察職員が同行する、児童相談所における安全確認の結果を速やかに共有するなど、児童相談所との緊密な連携に基づき児童の安全確認の徹底及び安全の確保を図ること。

(3) 直接安全確認ができない場合の通告の実施

警察が110番通報等により児童虐待が疑われる情報を認知し、対象家庭を特定したものの、当該家庭との連絡が取れない、直接の安全確認のための訪問を拒否される、訪問はできたが外傷等の有無又は外傷等の状況の直接確認を拒否されるなどにより、警察が直接児童の安全を確認できない場合にも、速やかに児童相談所に通告を行い、児童相談所職員による速やかな児童の安全の直接確認を求めるとともに、その後警察が直接の安全確認を行う機会には児童相談所職員の同行を求めること。

(4) 積極的な情報提供

警察が110番通報等により児童虐待が疑われる情報を認知して現場臨場し、児童等の状況を確認した結果、外傷が認められないなど通告を行うには至らない場合であっても、確認の際に把握した児童の状況や家庭の状況等について、児童相談所への照会等の機会に確実に情報提供を行うこと。

(5) 児童相談所に対する伝達の際の留意点

警察が直接児童等の状況を確認した結果等について児童相談所に伝達するに当たっては、児童の状況等を踏まえた一時保護の必要性や虐待と外傷等との因果関係の有無等に関する児童相談所の判断に資するよう、外傷等の状況を記録化したものを用いるなどして客観的かつ具体的な事実の説明を行うこと。

2 児童相談所等関係機関との連携の強化等

情報共有実施要領に基づき、引き続き、児童相談所等関係機関との連携の強化をはじめとする児童虐待の早期発見と被害児童の早期保護に向けた必要な取組を推進すること。

3 留意事項

(1) 確実な本部報告の徹底

警察署において、児童虐待を疑う事案を認知した場合は、児虐管理システム運用通達の別記様式第1号「児童虐待事案速報」により警察署長へ報告するとともに、警察本部少年課（執務時間外は本部人安室）への確実な報告を徹底すること。

(2) 児虐管理システムの活用による確実な管理の徹底

児童虐待への対応については、組織的な管理を徹底するため、児童虐待を疑う事案を認知した場合は、確実に児虐管理システムに入力し、対応に間隙を生じさせることがないように、児童相談所への速やかな通告に努めること。

また、継続的対応及び情報交換を行った場合は、追加情報として確実に記録化すること。

※ 別記様式 (略)